

史跡大山崎瓦窯跡公園サポーター登録制度実施要領

令和7年(2025)年4月15日
令和7年(2025)年8月4日一部改正
史跡大山崎瓦窯跡公園管理者
大山崎町教育委員会

(趣旨)

第1条 この制度は、史跡大山崎瓦窯跡公園（以下「公園」という。）について、町民との協働により、大山崎町の貴重な文化財である史跡大山崎瓦窯跡を適切に保存及び活用するとともに、公園を快適に利用できる環境を維持することを目的として定める。

(対象者)

第2条 史跡大山崎瓦窯跡公園サポーター制度の対象者は、前条に規定する趣旨に賛同する町民等で、第3条に規定する活動を行う者とする。

(サポーター活動)

第3条 史跡大山崎瓦窯跡公園サポーター（以下「サポーター」という。）が行う活動の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園の環境（草木の繁茂や設備の破損、排水溝のつまり等）の見守り及び情報提供
- (2) 公園の利用状況の見守り及び情報提供
- (3) 公園の活用についての提案
- (4) 公園内のごみの収集・処分
- (5) 公園内の教育委員会が指定する場所の除草・草刈り
- (6) 四阿（あずまや）及びベンチの清掃

2 サポーターは、公園内では、教育委員会が貸与する史跡大山崎瓦窯跡公園サポーター用ベスト又は名札を着用して活動するものとする。

(サポーターの登録)

第4条 サポーターとして活動しようとする者は、教育委員会（生涯学習課文化芸術係）に「史跡大山崎瓦窯跡公園サポーター登録申込書」（様式第1号）を提出し、申し込むものとする。

2 サポーターの登録期間は、前項の定めにより登録した日の属する年の12月の末日までとする。ただし、登録期間は、教育委員会が登録の取消しを行わない限り、1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(活動報告)

第5条 サポーターは、その活動状況について、「史跡大山崎瓦窯跡公園サポーター活動報告書」(様式第2号)により、毎年12月の末日までに教育委員会に報告するものとする。

(登録の取消し)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、サポーター登録を取消しすることができる。

- (1) この要領に違反したとき。
- (2) 登録申込もしくは活動報告の内容に虚偽のあることが判明したとき。
- (3) サポーターから取消しの申し出があったとき。

2 前項の定めにより登録を取り消されたときは、当該サポーターは貸与された史跡大山崎瓦窯跡公園サポーター用ベスト又は名札を教育委員会に返却しなければならない。

(施行期日)

この要領は、令和7年5月1日から施行する。